

全国児童家庭支援センター協議会と一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 相互支援協定書

全国児童家庭支援センター協議会と一般社団法人日本ファミリーホーム協議会は、両会の信頼を基盤としつつ相互支援を促進し、もって我が国の社会的養護の発展に貢献することを目的として、ここに相互支援協定を締結する。

1. 両会は、相互支援の必要性に基づき、次に掲げることを促進する。

- ア 児童家庭支援センターは、ファミリーホームからの相談等に積極的に応じ、適切な支援に努める。
- イ ファミリーホームは、児童家庭支援センターからの事業協力依頼等に対して、受託するよう努める。
- ウ 両会は、各々が主催する研修会や研究等について、積極的に情報交換を行い、成果の共有に努める。
- エ 両会は、その他合同学習会の開催等、相互に必要があると認めた活動を検討し、その実現に向け努める。

2. 本協定に基づく上記の内容は、両会で十分な協議と同意を経て、遂行する。

3. 本協定を実施するにあたっては、両会の自主性を損なわないものとし、両会とも、一方の当事者の同意が無い限り、他方からいかなる制約も受けないものとする。

4. 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、当事者から意義の申し立てがない場合は、1年ごとに自動的に更新される。

5. 本協定の締結の証として、本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

令和 2 年 8 月 | 日

全国児童家庭支援センター協議会

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会

会長 橋本達昌

会長 北川 聡子